

○保健婦、助産婦及び看護婦等の産前産後の休業中における代替要員の確保に関する法律制定に関する請願

(第六八号)
○引揚医師に対しせん衝による医師免許証下付等の請願(第五九〇号)(第一〇三四号)

○指定医薬品以外の医薬品等販売業者資格の法制化等に関する請願(第二二号)(第一六三号)

○薬事法の一部改正に関する請願(第五八九号)(第九三八号)

○雄太引揚障害人に対する歸國手当支給等の請願(第四二号)

○定年退職者の失業保険金一括支払に關する請願(第一六六号)

○漁船乗組員に対する労働者災害補償保険法等の保険料率改善に関する請願(第七二三号)

○炭鉱離職者臨時措置法案の一部修正等に関する請願(第一一二四七号)

○職業訓練法の一部改正に関する請願(第一三〇二号)(第一五〇〇号)

○一般職種別賞金即時廃止に関する請願(第一四九七号)

○社会保障制度に関する調査の件

○赤い羽根募金及びお年玉付年賀はがきの寄附金配分等に関する件

○雇用対策と更生資金の貸付に関する件

○社会福祉事業振興会に関する件

○委員長(加藤武徳君) それでは、たゞいまから委員会を開きます。

十二月十八日付をもつて横川正市君が辞任し、その補欠として阿良根登君が

選任されましたので、御報告をいたします。

○委員長(加藤武徳君) 次に、クリーニング業法の一部を改正する法律案を議題といたします。

ただいま発議者の一人である長谷川衆議院議員が御出席でございます。そこで、長谷川衆議院議員から提案理由の御説明をお願いいたしたいと考えます。

なお、厚生省からは、大臣がただいま開議で欠けておりまして、内藤政務次官が出席席をされております。なお、公衆衛生局からは、聖成環境衛生部長も出席をいたしております。

それでは、長谷川衆議院議員、どうぞ提案理由の御説明をお願いいたしま

す。

いたまきました長谷川でござります。

提案者を代表いたしまして、提案理由の御説明を申し上げさせていただきます。

近年、国民の生活水準の向上に伴

い、クリーニング業界の発展も目ざましいものがあります。昭和二十五年クリーニング業法が制定せられ、自後、各都道府県においてもそれぞれ所要の条例、規則が制定せられ、公衆衛生上着実にその効果を上げてきたのであります。ですが、今回さらに一步を進めて所要の改正を行ない、斯業の発展と環境衛生の向上を期すこととなりました。

改正のおもなる点は、一、從来、常

時五人以上の従事者を使用するクリーニング所ごとに、一人以上のクリーニング師を置くこととなつておりました

が、最近における各種化学繊維製品の

急速な発達等に対応し、かつ、公衆衛生上遺憾なきを期するため、今後二カ年を期して、すべてのクリーニング所で築造し、かつ排水を完全にしてネズミ、蚊、ウジ、ハエ等の発生を防除すること。及び三、最近における高温洗剤の普及等に伴い、従業者の手袋その他健康の保全をはかり、あわせてその労働過重を防ぐために、これまで今後二年を期して、業務用の洗たく機械と脱水機を必置させること。その他これらに伴う所要の改正をいたさんとするものであります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○衆議院議員(長谷川保君) 御紹介を

いたまきました長谷川でござります。

提案理由の御説明を申し上げさせていただきます。

川衆議院議員から提案理由の説明がございましたが、本法律案につきまして、逐次、御質疑をお願いいたしま

す。

○委員長(加藤武徳君) ただいま長谷

川衆議院議員から提案理由の説明がございましたが、本法律案につきまして、逐次、御質疑をお願いいたしま

す。

○藤田藤太郎君 洗たく、クリーニ

ング業の環境衛生法によつてできた組合の組織率、これは長谷川さん、御存じでしたら、また、承りたいと思います

が、アウトサイダーがどういう状態に

あります。また、比喩的小企業で、たとえば、業の、要するに、まあ小さ

い業者なのか、または、いろいろ意見

が、アウトサイダーになつてゐるのか。そういう内容をお聞かせ願いたい。

○説明員(聖成稔君) これはいろいろあるようでござります。ただいま藤田

先生御指摘のように、相当大きな業者

ると思ひます。そういう人たちが不当な扱いを受けるということのないよう、十分、府県の衛生当局を指導してやつて参りたいと、かよひうに考えております。

なるべく環境衛生同業組合に入つて、ただいで、そしてこれを同業組合の手でごめんどうを見る。最近は全國環境衛生同業組合のこのクリーニングの方の組合の方で、非常な努力をいたしました。一つにはメーカーと十分打ち合わせをし、交渉をいたしまして、この機械を入れますのに、安い機械が入るようになります。安いものでございまして、全部そろえまして八万円くらい、それからごく、もう少しいのものでも、しっかりとしたいものでも、十三、二十四万円で入るというようになつてしまして、一方におきましては、その資金を中小企業金融公庫と組合の方で交渉いたしまして、手持ちの資金でいけない、借り入れを要するようなところへは、その融資の道を十分講じてやるということを、非常な努力をして、それが各地で実現しつつあります。

それからもう一方、このメーカーと話をいたしまして、月二千円ないし三千円ずつ月賦で払えば、この機械が入る、十三、四万円の機械が入るというような道もすでに講じてございまして、そういう点で、もし組合に入つていただければ心配ないのではないか。

そこで、それじや組合をそういうことで強化すれば、少し無理がいきはないかといふことを、また一面私ども心配するわけでございますが、この提案理由にもござりますように、最近におきまする化学繊維製品の非常な進歩というものの、また普及といふものは、これはもう洗たく、クリーニングの方といふものは非常に複雑化して参りました。従つてまた失敗が多くなつておきまして、どうしても十分な

講習等を當時する——その知識を十分持つておるクリーニング師といらものがどうしても必要になつてきた。しなければ、お得意に対して非常な損害を与えることになつてくる。またそういう小さい、零細業者でござりますと、損害を与えた場合に、そのようなることになりますので、そこでまあ絶えずクリーニングをやつております者に講習をしていかなければならぬ。講習をするとなりますと、これはどちらしても実技でございますから、それはもうクリーニング組合が講習会を開いてしっかりとやらなければ、やる方法がございません。

そういうふうなところから、今回のよう御提案を申し上げたわけでございまして、できるだけ組合に入つていただき、今の資金の面も十分組合で努力をし、まあ当局にも御努力をしていただく、同時にまたクリーニング師に対する講習を十分にして、万造燃燒ないようにして、この業態の発展と、お得意に対しまして損害をかけないとうにしていく、こういうふうに考えておるわけでございまして、現在の状況では、まず組合の方にお入りいただけば心配はないのではないかというふうに考えておるわけでございます。

○小柳勇君 この第一の改正点について、二つばかり質問しておきたいと思いますが、第一は——勉強不足で申わけありませんが、クリーニング師の受験資格、それから試験科目、それから平均給与、この五点をお教え願いたいと思います。

○説明員(昭成穂君) 第一のクリーニング師になるための受験でござりますが、現在の教育法では義務教育終了程度、従つて新制中学の卒業でござります。それから旧教育法の関係にござりますては、高等小学校卒業、小学校の高等科卒業、こういう普通学力が要求されております。それ以外には特筆の、たとえば養成所を出るとか、あるいは実務経験が何年以上とかといったような制約は全然ございません。そぞいつた普通学力だけが受験資格になつております。それから年令等についても制限はございません。それから試験科目でございますが、科目は公衆衛生法規に関する知識、それから衛生法規に関する簡単な知識、そのほかにクリーニング業に関する実務でござります。これら三つの試験が都道府県知事において行なうことになつております。それから現在三十三年度末におきまして、クリーニング師の総数は二万六千八百九十三名ということになつております。それで、大体年々最近数年間の傾向といいますとしましては、五千人程度が新たに資格を取得しております、こういう現状でございます。それから合格率でござりますが、これを昨年度実施の状況につきまして、全体的なあれが、報告が参るゝとになつておりませんので、数府県につきまして調査をいたしました合格率を御参考に申し上げたいと存じます。神奈川県では六九%、静岡県では九八%、千葉県八二%、埼玉県五八%、茨城県九一%、東京都六六%、長野県七〇%、大体そつとくらゐのところまでございます。それから給与でござりますが、クリーニング師の平均年令が二十四十五才ちょっとくらいのところ

でございます。大体二十五才が平均点の改正では、クリーニング所など一人以上のクリーニング師といふことになつておりますが、今大きなクリーニング業、工場を持つたところもあるようですが、上の方の数の制限、とえば三百人ぐらい使つてゐるところには何名置かなければならぬといふうな、そういうよくな制限は作らないでいいのか、この提案理由の中には環境衛生を主体にし、とありますので、そういうよくなの方の制限は要らぬのではないか御答弁願います。

○衆議院議員(長谷川保君) 提案者いたしましては、大体そういう大きさのところは非常にしっかりしておりますて、私も現場を見に参つておるのでござりますが、まあ大体こういいう法律が二十五年以來できてきておりましたものですから、もう大体クリーニング師、従業員のうちでもごく結婚前の婦人労働などは別であります、大体男子の工員でございますと、みんなクリーニング師の免許を受ける、たゞばこの十二月の六日に東京の試験が実行されました。この今度の十二月六日の試験だけでも千六百数十人が受験をしております、といふよくなわけございまして、もう大きいところは金剛心配ない、こう言ってよろしいわけござります。従いまして、あえてそぞろじやないかということで、今回ばかりを取りやめております。

いうこと。そこで、相当、消費者の立場から考えますと、そういうふうに近代化されることによって、委託品が科学的に清浄にされ、あるいは棄損されませんね、すなわち委託品に傷がつかずにつけるのですから、当然ある程度の負担増というものは、クリーニング料金といふものは、ある程度上がるということも考えられるわけなんですが、社会諸生活の消費者生活の上から考えまして、大きな圧迫があるようにお考えになるのでしょうか。あるいは、その程度であれば、大したことはない、ということなんでしょうか。料金などをきめる場合、いざれ諧るべき審議会に諮るわけですが、この理由によつて、大幅に消費者生活を脅かすものでは困ると思うのですが、このことについての御見解はどうでしょうか。

しておおりまして、機械にもよりますけれども、大体、機械を入れることによつて、手洗い、手仕事よりもはるかに能率が上がつて参る、従つて、そのことによつて、料金におきましてはむしろ低下していくべきではないか、こういうより思われまして、このことによつて消費者諸君に非常な迷惑をかけるというようなことは全然ない、こういうよう確信いたしております。

○竹中恒夫君 もう一点。今設備の近代化による経済的な圧迫はないということはわかりましたが、全体のクリーニング師の平均給与は安い、従つて大したことはなからうということなんですが、先ほど聞きますと、最低賃金の面に關して、業者間協定等もあまりきいておらないといふことです、そういう最低賃金が非常に低い状態にあるということ自体が、これは別問題ですが、しかし、これは当然考慮しなければならぬと思うのですが、それを当然考慮することによつて、この改正点にやはり響いてきはしないかという点に、私は一応の疑問を持つわけです。そういう点についてどうですか。

○衆議院議員(長谷川保君) 業界ともいろいろ、私もよく連絡をしてみたのであります、が、業界といつしましては、もちろん非常な低賃金というものであります、そういうことで、これを料金を引き上げていくといふような意向は持つておりません。ことに、厚生省の備等を充実いたしまして合理化して参ります、そういうことで、これを料金を引き上げていくといふような意向は持つております。

方が中心になつて、御承知のように料金をすでに決定をされるということで環境衛生の中央の審議会の方で料金は、決定する仕組みになつておりますので、これを業者が、このことによつて無法に上げていくといふようなことは全然できない仕組みにまでなつております。そう御心配をいたゞくことはないと思います。

道府県知事の認可を得まして適正化規定といふものを設けることになつておられます。これまた県の審議会の審議を経て受けたわけでございます。これからどうれが出ようとしている段階でござります。そこで中央の基準は直ちに個々の業者あるいは国民に直接影響はしない、いわば基本的のものでございますが、その基準価額を出します際に、それが是で中央の基準では、従業員が四人で、それから電気洗たく機一台、脱水機一台を持つてある施設が最も平均的な施設であるということで、これを基準といたしまして原価計算いたしますて、中央の基準ではワイシャツの料金は洗たく代が三十四円六十一銭といふものが出来たわけでございます。従つて、これを手本にいたしまして、各県の適正基準は各地域の実情に応じたものをきめていくわけなんですね。しかし、この料金は計算力アルテルの方式の形式になつておりますのでより低料金であつても、それが単なるダンピング行為ではなくて、経営の合理化等によつてそれよりも安くやわらかという場合には、それを認めるという建前にいたしておるわけでござります。従いまして、先ほど来先生方御懇意になります、こうした改正が行なわれるこことによって直ちに料金の引き上げが行なわれるというような懸念は、私ども全然ないと考えております。

いろいろなのが新たに業者間で協定され、でも、それでも上げないと切るといふと、給与も上げられぬということになる。たとえば一万二千幾らくらいが平均だといつても、それは安いと思うのです。クリーニング師というよくな名前がついたものが一万二千円、年令が幾らかわからまんが、それでも安いから、そういうものを上げてもらわなければならぬから、自然私は膨張してくると思うのです、支出面が。そうしたときには上げるといふ要求は至当だと見なければならぬ。そこまで封じて、そんな事態は起きない、最低賃金の協定ができるとも、クリーニング料金が上がる心配がないのだといふことは、私は言い過ぎではないかと、こう思つてゐるのです。そういうことをしようと、クリーニング師を倒すことになつてしまやせんかということを心配するのですが、どうですか。

なろうかと思ひますけれども、まあ業界といたしましての本来の任務は、やはりできるだけ設備を近代化して、両者の福祉をはかつていく。こういうように全力を上げるように努力していたら、べきだと、こう存じております。私自身もこの関係の方面で顧問をいたしておりますが、そういうように努力をしておきたいと、こう存じております。

○坂本昭君 今度は二ヵ年を期してすべてのクリーニング商にクリーニング師を必置するということになりますが、山間僻地、最近は化纖もすいぶん行き渡つておりますし、かなりな僻地にもこの制度が二ヵ年以内には及ばなければなりません。そうした場合に、一人でやつているところも私はいなかへ行くとかなりあると思ふ。そうした場合に、このクリーニング師必置のこの制度を設けるためには、いろいろと特別な指導を講じなければならないと思ひますが、提案者並びに厚生省の方で、どういうふうなお考え方を持っておられるか、御説明をいただきたい。

○衆議院議員(長谷川保君) これは先ほど来申し上げておりますように、最近の化纖等の非常な進歩普及のためには、非常な努力をしてクリーニング師の技術を高めなければならないということで、各地方に参りまして、たぶん先生方のお國の方でも同様だと存じます。ただいまお話しの、たとえば山の奥等で、一人親方としてやつておるようなところは、非常に忙しいために、なかなか講習会に出られないという点

もあるらかと思ひますけれども、そうちましても、やはりできるだけ業界といふ態勢を作つてやる。たとえばその方の近くに講習会を移動してやるといふ方法において技術を高めませんか? とには、この業務が遂行されない時代がきておる。この点につきましては、既存業者をこの試験等で絶対廢業させることはないようなことのないよう、業界としましては努力すると申しておりますけれども、同様に、ただいまのようないくすうに考えておるわけでありまして、業界の方としましてもやるよう、私どもいたしましては監督をしたい、きまして、この技術の向上をはかつて、万遺憾なきを期していくよう、うな技術の問題につきましても、あと限り講習会をやっていく、数多く開きまして、細部の点につきましては環境衛生部長から……。

等科を卒業していないいといふことになりますと、受験資格がないといふことになります。この点につきましては、すでに今までにおきましても、省令をもちまして、厚生大臣において昔の小学校の高等科を修了した者であるいは現在の中学校の二年を終わつた者とおおむね同等の学力ありと認められた場合には受験資格を与えることにになっておるわけであります。そのために必要な講習会を都道府県の方でやつてもらいまして、その講習会を受けた者を厚生大臣は受験資格ありといふふうに認定いたしまして受験さしておるわけであります。従つて、今後、このようない改正が行なわれば、ますますその措置を強化してやつしていく必要がある、かように思ひわけです。

次に、それにいたしましても、先ほど申し上げたように、衛生法規、それから公衆衛生に関する簡単な知識、そのほかに実務に関する試験といふ三項目が試験科目になつておりますが、特に、そういう特殊なケース等につきましては、極力実務的な、技術の方面に重点を置いて試験をやるといふふうなことを考慮して参らなきゃならんじやないかと、かように考えておるわけであります。なおまた、このクリーニング試験に不合格の原因として考えられますのは、筆頭による表現力が不足しておりますといふケースもあるようあります。そこで、すでに埼玉県等におきましては、口頭試問の形式で試験をやっておるといふふうなこともありますので、こうした方法も考慮いたしまして、極力その救済に遺憾なきを期したい、かように考えております。

○坂本昭君 僕地の特殊な状況については、十分、提案者並びに行政官庁において、今言わされました努力をお願いしておきたいと思います。

それからなお、先ほど來、討議されたました融資の問題について一言お尋ねをしたいのですが、この書類によりますと、今度の洗たく機並びに脱水機に必要な所要融資額が三億数千万円に達するようですが、これに対し、組合としては交渉をせられて、ほとんど融資を受け得る見通しである、まあ、見通しであるといふような報告を私も受けておりますが、この見通しといふことだけでは、ほんとはおぼつかないのがあって、これに対して、何らかもつとこれを強化する具体的な手段、方法、そういうものは提案者においては御検討しておられますか。

○衆議院議員(長谷川保君) この点につきましては、私ども一番心配をしておりますところござります。先ほど申してお申しますように、クリーニング環境衛生同業組合の方でできるだけの尽力をして、ただいま申しましたような、まず融資の面につきましても、各金融公庫等を通じまして努力するとともに、機械を入れることについて、大体、月三千円か三千円の月賦で入るようになると、そりやうになりますので、処置をいたしてござりますのですから、この点は案外心配ないのでない、た。多分、お手元にあります資料と、先ほどの環境衛生部長からの資料との機械数の違いということにも察せられますが、ことに——ちょっと、業界の方で調

わせましてから返事がくるまでだいぶ長かったのですから、そこで数字でござりますが、入れられるようにすでに違うと思いますが、それで察しいだけますように、急速に機械を入れたり考へておられます。まあ、月二三円ないし三千円の月賦といふことになると、その程度のものができないところは、最近の御承知の、山の家でも、もう、村長でも村委会員でもあるいはまた、ちょっととしたお百姓さんの家でも、みんな洋服を着るといふことは、時代が来ておりますのですから、あ、最近の業界の発展ぶりといふものは相当目ざましいものがござります。なるほど事業所の数としては相当多くございまして、その意味において飽くまでも、もう著しく發展しております。従つて、月二千円ないし三千円の月賦も払うことができないと、いろいろな事業所は、そろないといふふうに思ひます。宿屋などもには考えられるのであります。この点はなお努力をさせますけれども、まだまず心配ないというふうに考えております。

と法金なきことて、たゞよ円りい・す相う・のまうき・奥いな干うのでてたがふ各

○説明員(聖成稔君) 旅館やホテル等で、みずから設備を持っておつて、お客様に限つて洗たくをやってやるというのは、これはいわゆる営業が反復継続して不特定多数人を相手にする、こういうことが一般営業の実態でござりますので、特にクリーニング商の手続といいますか、そういう必要はないと考えております。

○徳永正利君 それから今までにクリーニング師の試験を受けられた合格率でござりますね、これはどのくらいございませんので、取り急ぎ近県につきまして調査したものを先ほどちょっと申し上げたわけでございますが、たとえば東京では六六%、あるいは神奈川県では六九%、高いところでは、茨城県が九一%といったよくな状況でございます。

○徳永正利君 まあいろいろな、県によつてまちまちのようでござりますが、一番御心配の、村井対議がついております。廃棄のやむなきに至らぬところのは、クリーニング師の試験の問題だらうと思うのですが、この点、今は比較的の厳格におやりになつておるだけれども、この点が一つ心配な点があるわけです。これは先ほど来皆さん方からいろいろ御質問があつて、全きを期す、一人もないといふようにやるということでおさいますが、それから先ほど長谷川さんがおつしゃいましたことでござりますが、非

常に零細なクリーニング師といふのが実はあるわけなんです。この前、どなたかの御発言だったかと思いますが、東京にも何か手でやつておるところがあるとさういふことを聞きます。私の知つております範囲でも、家庭用の電気洗たく機でワイヤーシャツ、シャツ類を洗たくしてやつておるというところもあるわけなんだとさういふことです。こういふ人が、説明を見ますと、最低限度のもので一式八万円の金がかかる。床を直すのでも五千円程度のものがかかるというふうとでござりますが、先ほど御説明の通りに、月二三千円ないし三千円で償却ができるというお話をすればれども、実際五千元で今までやつておったとか、あるいはまた受けても非常に償却できぬ、あるいはまた受けたといふ人が融資が受けられないと困難があるというふうなことのないよう、まあ大きなところを見ますと、八万五千円やそこらの金は大きすぎます。この点は提案者におかれますと、今後また業界等とも御相談をされながら、御援助を賜わりたい、かように考えてお願い申し上げる次第でござります。

に努力するというお話をございまして、両者力を合わせまして万過憾のないようにいたしたいと、こう思つてあります。

○委員長(加藤武徳君) 速記をとめ下さい。

〔速記中止〕

○委員長(加藤武徳君) それでは速記を起こして下さい。

他に御発言もないようであります。から、質疑は尽きたものと認めるところ、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。なお、修正御意見等おありの方は、討論の中で述べを願います。他に御意見もないうでありますから、討論は終局したとのと認めることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないと認めます。

それではこれよりクリーニング業の一部を改正する法律案について採用いたします。

本案を原案の通り可決することに成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(加藤武徳君) 全員一致であります。よつて本案は、全会一致もつて原案の通り可決すべきものと定いたしました。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○吉武恵市君 私はこの際、ただいま提案をなしておるが、この問題は決議されまし
た。そこで、この問題に対する御意見をうかが
う。まず、案文を朗読いたします。

クリーニング業法の一部を改
する法律案に対する附帯決議案をはかるため、次の事項について
政府は、本改正法の円滑なる実
現をはかるため、次の事項について
すみやかに適切なる措置を講すべ
である。

一、洗たく機、脱水機その他本法
正に伴う施設の整備を行なうこと
になる場合、当該業者の必要な資
金につき、金融措置等ができる
だけ円滑に行なわれるよう配慮
すること。

二、新たにクリーニング師の資格
取得せんとする既存業者に対し
は、講習その他適切なる指導を
ない、廃業等のやむなきに至る
の生じないよう配慮すること。
以上でござります。

○委員長(加藤武徳君) ただいま吉
君から提出の付帯決議案を議題とす
ことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(加藤武徳君) 御異議ない
との認めます。

それでは吉武君提出の付帯決議案を
上げます。

提案理由の御説明をお願いいたし
ます。

○委員長(加藤武徳君) 全会一致と認めます。よつて吉武君提出の付帯決議案を本委員会の決議として本案に付することに決定いたしました。

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないと思
認めますので、さよう決定いたしました。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森義長（加藤武徳君）　御異議ないと認めますので、ちよつと決定いたします
た。
速記をとめて。

○委員長(加藤武徳君) 速記を起^{ハシ}。」

卷之三

卷之三

○委員長(加藤武徳君) 午後二時五十分開会いたします。それでは再開いたします。

本日まで

百四十四件でございまして、専門員の

季元にわい

が、案件が多数残りますので、便宜

二十一

らかじめ検討を行なつたのであります

す。その結果

要し、内閣に送付を要するものとの意

見の一致を

て報告いたします。

卷之三

要了分明之點，二九之承留之次第，

第三回

きみのと離婚しました。御報告を

いたします。

○専門員(増本甲吉君) ただいまお手元にお届け申しました紙に書いてあります通り、百三十件でございます。

○委員長(加藤武徳君) ただいま増本専門員から報告いたしました通り、本委員会の決定といたしまする請願が百三十件ございますが、これを本委員会で採択すべきものと決定いたしました。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めまして、さように決定いたしました。

きょうは予算の問題その他で政府の出席者が少ないでござりますが、ただいま厚生省の河野引揚援護局長、社会局の実木庶務課長、年金局の高木福井年金課長、社会局の中村生活課長が出席をしております。御質疑のおありの方は、逐次御質疑をお願いいたします。

○藤田藤太郎君 私二、三点、きょうは質問をしたい。年末に差し迫つていろいろな問題があるのありますから、順次実態を明らかにしていただきたいと思うわけであります。

第一番目に御質問申し上げたいのは、赤い羽根の年末の運動でございます。この概要について、どういう工合に、各府県ごとにその募金が集まり、どういうところに、どのようにして配分されているかという実態を御説明を願いたいと思います。

○説明員(実木博次君) お尋ねの赤い羽根募金の年末募金のお話でございま

ですが、ことしは、御承知のよろに、共同募金の募金期間を、法律に定められております期間を、從来十月一ヵ月とございましたのを、十月から十二月まで長いたしまして、歳末に從来行なわれておりました歳末助け合い運動の一環として、金品の募集をしておりましたのも、共同募金の方でそれを行なうと、いろいろとにいたしまして、共同募金と社会福祉協議会の共催、そのほか各市町村社協、その他婦人会とか、そういう地域の社会福祉団体の協賛を得まして、ことしはそりいった金品の募集、それからその他無料診療、あるいはその他の生活相談といったよろんなものを全部ひくるめまして、十二月の一日から年末まで、そりいった運動を各地に展開してやらしております。で、これは社協と共募が中心になりますして、あと、先ほど申し上げましたような地域の社会福祉団体、その他の関係団体がそれに参加して、各種の、今申し上げましたよろんな金品の募集を中心とした社会福祉活動を行なう、こういうふなことでやつております。

○藤田藤太郎君 每年ですか。
○説明員(実本博次君) はあ、從来であります。それから品物も大体金目換算いたしておられますと、大体同程度の額のものが集まつて、その地域のリードを持ってゐる人々に配分いたしておられます。ことしも大体從来の二億円といふようなものを目標といたしまして行なっております。まだ日下運動の継続中でございます。

○藤田藤太郎君 そこで、この赤い羽根運動といふものは、いろいろ地域において問題を起こしているわけです。たとえば事務費によけい使い過ぎたとか、それからまたは、配分上の問題について、いろいろ問題を起こしているわけです。私は、きょう差し迫つていますから、いろいろな問題は、詳しいことは言いたくありませんけれども、今年の目標ですね、品物が二億円、金が二億円、四億円ほど大体集まる予想だから、どういうところに配分されるか、それを一つ聞きたい。

○説明員(実本博次君) これは御承知のことと思いますが、各都道府県におきます共同募金会、それから各都道府県におきます社会福祉協議会といふものが、共催いたしております、寄付金の募集、それから配分に関する業務の責任は、各都道府県におきます共同募金会が、その責任者として、実行いたしております。そうして今度は、そこで配分案をきめるわけでございます。その配分案を実施いたしまして、対象者に金品を贈る計画を立てるのは、社会福祉協議会で立てまして、社協が、品をお分かちする責任者になつております。そして、それぞれ共募と社協で、各都

○藤田藤太郎君 それでは、思想だけはわかるのですけれども、大体詳しいことは……資料はありますか。

○説明員(妻木博次君) お尋ねの十二月募金につきましては、まだ実績が、全部締め切っておりませんので、中間報告的なものもまだ、年末のことでもらつておりませんのですが、従来、十月から行なっています、年末助け合い募金ではない、共同募金の方の中間報告も、資料としてまとまつたものは、まだできておらぬわけでござります。

○藤田藤太郎君 だから、今年のものがなければ、昨年のでけつこうですか、一つ資料を出していただきたいと思います。それから今年の分も明細にして後ほど、どうせ来年になりますけれども、資料をいただきたいと思うのです。

ただ、私はなぜきようこういうことをお聞きしたかというと、従来、金は相当集まる。半強制的なような格好ですね。末端へおりますとそういう募金の金は、一軒幾らとか、街頭の分と合わせて、半強制的なような格好で、この募金が行なわれている。だからそういう金といふものは、やっぱり僕は国民に、その募金されたものと、用途、事務費にどれだけ使つたか、輸送費、これも事務費に入りますけれども、ど

まして、特に書類の出方が悪いといろいろな点は、私ども現在痛切に反省し、心配している問題であります。この原因についてでは、今申し上げましたよろなさいます。私どもが今後やりたいと思つておりますことは、まず第一に、何としても既定請求の手続をとらせるために、もう一回徹底的にP.R.を母子年金世帯についてやってみたい、これがまず第一番目でございます。第二番目に、どうしても御指摘のように、手續面で煩瑣だという点は、私どもはもう一へん考慮して、もし緩和できるところを直してみまして、緩和できるところは極力緩和するように、もう一へん検討してみたい。その検討の結果によつて、もし緩和できる余地がござりますならば、来年に入つて早々その旨を都道府県市町村の方へ連絡したいといふうに考えております。それから、昼間手続がとれないというような点につきましては、各都道府県を通じまして、市町村にいろいろとお願いいたしまして、現に市町村によりましては、日曜というような休日、あるいは夜間に、特に受付をしているような事例もござります。いずれにいたしまして、私どもは、これは十一月末現在の数字でございますので、本年一ぱい、この十二月末までの傾向を見て、その上でさらには的確な判断を下しました。

○小柳勇君 それじゃ、あとは女性の更生資金の問題を、新聞に少しきびしく書いてあるから、一つだけ質問しておきたいと思いますが、女性更生資金が年間予算三千百二十万も組んであるが、現在のところ六〇%しか使っておらない、予算が余ってるという情勢であるようであります、まず、その実情について説明願いたいと思います。

○説明員(中村一成君) 婦人更生資金と申しますのは、御案内の通り、充春防止法の保護更生関係の予算の一環としていたしまして、要保護女子の更生のための貸付金、予算で本年度で三百二十二万の予算が計上されております。これは三分の二の補助率で都道府県に対して補助するわけでございます。この消化状況でございますが、ただいままでに本年度で九百二十三件、三百十六万円ほど消化されております。

○小柳勇君 それはいつですか、三百二十万の予算で三百十六万ですか。

○説明員(中村一成君) 昭和三十三年度の実績でございまして、それで今年の二月末日までの貸し付けられたものでございます。

○小柳勇君 三十四年度の予算と、それから現在まで使った金、それはわからりますか。

○説明員(中村一成君) 三十四年度につきましては、ただいま年度の途中でござりますので、正確な今日までの貸付の実績状況はわかりませんけれども、年度の途中までのものはわかつております。

○小柳勇君 その年度の途中と、實際保護施設などをどのように使われておるか、そのことをお聞きをしておきた
い。

○説明員(中村一成君) ただいまの本年度の予算の交付の状況は後ほど申し上げますが、ただいまの御質問の中で保護施設の状況といふ御質問でございましたが、これは資金とは別に保護施設はどうなつておるかという御質問であらうかと思います。ちょっとその方を先に申し上げますと、資金の交付状況は後ほど調べて申し上げますが、保護施設は現在までに全国で六十二の保護施設ができております。これは都道府県立のもの、社会法人がやつておりますもの、それから公益法人がやつてありますものを合わせまして、六十二の施設がございまして、それの収容いたしますところの定数が二千五百三十六名となつております。それの収容状況は、少しずつでございますが、だんだん向上いたしまして、十月の現在におきまして千三百八十九名、五五%を収容いたしております。

更生資金の貸付につきまして、先ほど私三百二十万と申しましたのは、ほのかの被服関係の、被服を支給いたしますところの補助金を申しましたので、まことに申しわけございません。更生資金につきましては、一けた違い、三千百二十万円の予算が計上されておりまして、そのうち三千万円がすでに本

○小柳勇君 貸付、これは生業資金、支度金、技能修得資金、生活資金など貸し付けています。ですが、その貸付が三千百二十万の予算に対しても現に、都道府県の三分の二が補助されるようですが、県の方の補助はほとんど済んでおるのでしょうが、その三分の一の貸付の方についてはフルに貸付ができるのですか。

○説明員(中村一成君) 御質問の、今度は都道府県から要保護女子に貸し付けた実績でござりますけれども、これはまだ正確な数字が整っておりませんので、その点は私ども十分貸し付けられたかどうかわかりませんが、一応都道府県からの要求いたしてきたものにつきましては、全部払いまして、三百万円ほど県に行っておるわけでありますけれども、このところにつきましては、具体的な実際の女子に行きましたかどうかにつきましては明確でございません。

○小柳勇君 私が質問のねらいを初めに言えばよかったですですが、私は、実はせつからこのように保護更生資金というものがあるけれども、保証人がないとか、住所が不定であるとかいうことで、生業資金や生活資金の貸付もできません。莫大な金を予算に組んでおつても、そういうものが十分に活用されないので、児童養護などが更生できない実情ではないかといふことが世間に話されておるので、その実情を知り、か

つ、それがそういうことであるなら、は、住所の問題なり保証人の問題について考えて、せっかくこの大きな目的についてできたりっぱな予算があるので、これをフルに使うように、できるなら来年度はもとこれをふやして、そういうふうな婦人が更生するような方向に国策を立てるべきではないかと考えたので、質問したわけでありますので、そういう質問の趣旨に沿うように、いま一度その実情、今後の対策について、説明を頼つておきたいと思います。

○説明員（中村一成君） 先ほどお答えいたしました通り、一応予算は許可されたことに相なつておるわけでありますけれども、御質問の通り、借ります場合におきましていろいろ問題点があるわけでござります。それで、一番問題になりますのが貸付額の限度でございまして、現在までに貸付額は生業資金の場合一番高いのでございますが、これは限度が五万円で抑えられております。それから、御質問にございまして、どうやら、その保証人の問題その他におきまして、なかなか借りにくいくらい点があるのでござります。それで、私どもは、第一の貸付額の限度の問題につきましては、大蔵省と折衝いたしまして、世帯更生資金と同様最高額を十万円まで上げていただきよう御了解いただきましたので、十二月一日から適用するようにすでに府県知事に通知済みでございます。

それから、もう一つの保証の問題でございますが、これは私どもの厚生省といたしましては、府県に対しましてできるだけ借りる方々に、何と申しますか、便宜なようにと申しますか、借

りやすいようならぬにして貸していた
だきたいといふうにお願いをいたし
ておるのでござります。ただ、府県の場
合におきまして、そういう趣旨に沿つ
て非常にめんどうを見ていただけると
ころと、それからもう一つは、やはり
これが貸し付けます額の中に、六割は
国の補助でございますけれども、四割
はやはり府県の金が入っているもので
ございますから、そういう府県の当局
といたしましては、いろいろ府県の他
のこういう貸付金の制度との振り合い
もございまして、それでやはりそこを
確保したい気持としては当然だと思う
のでござりますけれども、なかなか、
何と申しますか、その返還につきまし
て十分な保証を希望せられる向きがあ
りまして、非常にうまくいっておると
いうふうには断言できかねますが、し
かし、厚生省といたしましては、こう
いう資金の性格上できるだけ相手の身
になつて貸付をするよう、実は指導
いたしているところでござります。

それからまた、予算そのものの増額
につきましては、限度額を十万円に上
げていただきましたので、額そのもの
をふやしていただく必要もござります
し、明年度の予算におきましては増額
をただいま要求しておるところでござ
います。

○坂本昭君 一番最初に、委員長に

ちよつと伺いたいのですが、御承知の
通り、国会では社会労働委員会といふ
のは衆参両方にあります。それから、
前は労働関係と厚生関係が分かれて
おつたのが、一本になって、社会労働
委員会になりました。そのために、非
常に審議が、何といいますか、おくれ
る傾向が多いのであります。われわれ

として何とかしてこれを分けていきた
いという要望もあるが、それは別問題
としまして、さしあたっては、衆議院
の社会労働委員会で取り扱う問題とい
うのはどうしても社会の当面する重大
な問題、そういう問題を取り上げる
傾向が非常に強い。また、参議院の場
合には、これは特に野党の側の委員の
構成にも関係がありますが、労働問題
などは非常によく取り扱われる。そう
いう関係の中から、私は、参議院の社
会労働委員会といふものは衆議院と
違った性質、性格を持つべきではない
か。特に厚生行政といふものはいつも
日の当たらないところにある、その中
でも特に問題にならない点、そぞろ
面をこそ参議院の社会労働委員会は取
り上げて、十分審議をして、日の目を
見るようにする任務があるのじやない
か。きようはちよどと予算の折衝の最
中なので、大臣とか局長が予算折衝な
どに全力を尽してもらいたいといふ
ことで、特に課長の皆さん方に来てい
ただいたわけですが、私はこの扱いは
本日につきましては非常によかつたことだ
と思ひます。これは委員長としてそぞ
ういう措置をせられたことについて敬意
を表しますが、参議院の社会労働委員
会の性格を特徴づけるために、特に厚
生省のふだんあまり論議の対象になら
ないようなところを、何もいじめるの
ではなくて、これを国会で取り上げ
て、そうしてこれを推進する、そぞ
う面で今後一つ特に委員長におかれ
ては推進をしていただきたい。そして
これから、衆議院と異なつて、参議
院の性格上違つた立場で掘り下げる、
そしてきわもの的なものでなくして、
審議日数を持ちたい、こういう方向で
努力したいと、かように考えておりま
す。

○坂本昭君 きょう、残念ながら与党
の方は理事が一人も出ておらずとい
ふことは、はなはだ遺憾に存じます。
これはあとで委員長からとくと御注意
を与えておいていただきたいと思いま
す。

○委員長(加藤武徳君) たゞいま坂本
委員の御指摘のように、他の常任委員
会のほとんどは政府の一個の省しか所
管しておらぬという形ですが、今から
三年半ばかり前の国会法の改正の際
に、御承知のよな形で、わが社会労
働委員会は厚生省、労働省、この二つ
の省を所管する、かよな形になつてし
まつたわけです。その前は厚生委員
会、労働委員会、二つの委員会があつ
たのですが、これが一本になつてしま
つた。従つて、他の常任委員会と同
じ程度の日数では十分に審議し尽くし
得ない、こういう面もあるわけです
て、今日まで国会の開会中は原則的に
火曜並びに木曜で、火曜は厚生省関
係、木曜は労働省関係、かよな運営
方法ではございましたが、私は必ずし
も十分な日数と時間を費やしていると
は思わないわけでありまして、今後ど
ういう工合に定例日を持つかといふこ
とにつきましては、理事の皆さんども
とくと相談いたしまして、できるだけ
審議日数を持ちたい、こういう方向で
努力したいと、かように考えておりま
す。

○坂本昭君 きょう、残念ながら与党
の方は理事が一人も出ておらずとい
ふことは、はなはだ遺憾に存じます。
これはあとで委員長からとくと御注意
を与えておいていただきたいと思いま
す。

○委員長(加藤武徳君) ちょっとと速記
をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(加藤武徳君) 遠記を起こし
て。

○坂本昭君 先ほど藤田委員と小柳委
員の質問されたことに関連して、実本
庶務課長にちよつとお尋ねいたします
が、先ほど来社会事業のいろいろな補
助金の問題が出ていましたが、社会事
業の振興会といふのがありますね、あ
れはたしか所管はあなたのところでは
ないですか。で、その振興会の予算並
びに事業内容について、簡単に御説明
いただきたい。

○説明員(宮本博次君) お尋ねの社会
福祉事業振興会は、昭和二十九年に法
律によつて設置されました特殊な法人
でございまして、その事業といつま
しては、社会福祉事業に対しまず金
融、それと事業の育成、助成といふ
うな事業を行ないます特殊の法人でござ
いまして、その資金につきまして
は全額国庫出資となつております。
現在のところ、二十三年度まで政府が
出資いたしました出資総額が五億二千
万円になつております。

○坂本昭君 この事業振興会が出資
して、どういう事業をどういふうに
やつておるか、それがうまく運営され
ていると考へておられるか、また改良
をしなければならない点があるか、そ
れらの点について。

○説明員(宮本博次君) この業務でござ
いますが、先ほど申し上げましたよ
うに、社会福祉事業に対しまず金融を
行なつておりますが、その対象は社会
福祉法人であるものだけに限られてお
ります。現在のところ、その五億二
千万円の政府出資金をフルに、そぞ
う社会福祉法人で社会福祉事業の運営
上必要な経費にフルに活用いたしま
す。これを貸し付けております。そし
て助成事業の方は、いまだ出資金が五
億二千万円の程度でござりますので、
これがもう少し大きくなりましたら、
助成事業もやりたいと考えております。
その事業の運営状況でござります
が、これは大部分が保育所、それか
ら医療保護事業、養老院、その他の社
会福祉事業ですが、大部分が保育所、
医療保護事業に金融の便をはかつてお
ります。これの償還期間は最長十年
で、十年計画で返していただく。金利
が大体年五分二厘くらいになつてお
まして、もちろん、その金利によつて
また資金ができますと、それがまたそ
ういう資金を需要いたします施設の人
たちに振り向けられるといふうなこ
とになつております。大体その償還率
が、今のところ八割五分くらいまでの
償還率になつております。

○坂本昭君 厚生省の、所管省としての振興会の運営についての意見……。

○説明員(東本博次君) 先ほど申し上げましたように、融資の希望額に対しまして現在の出資額の資金額といふものがまだ半分以下にしかなっておりませんので、もつと資金額の造成に努めたい。今やつておりますのは、大体今申し上げましたような資金の活用状況でございまして、特に取り立てて厚生省から特に監督上どうこうしなければならぬというふうなことはないと考へております。ただし、さつき申し上げましたように、資金額が少ないものでございますので、資金の需要者に応じ切れない。あるいは償還期間の來たものは、早く次の需要者に回せますように、早く償還していただきたいと申すもので、若干遅延いたしておりましても、もう少し早く償還させるようにしてやらなければならぬといふうに考えておるわけであります。

○坂本昭君 先ほど来、藤田委員の質問を通しても、共同募金とかお年玉はがきを通じて、年間約二十億程度の民間の資金が社会福祉事業の運営に用いられておる。そういう実情の中で、政府が振興会に出資しているのは、今までにもう数年たつて、わずか五億二千円にすぎない。非常にこういう点、遺憾であると思います。それで、先ほど藤田委員からも、共同募金の配分についての資料の提出を希望しておられましたが、振興会の事業の内容についても、一緒に資料として委員会に一提出をお願いいたしたい。できますか。

○説明員(東本博次君) 個々の貸付なり金融の個々の相手の資料まではできませまして大体若干千百億に欠ける程

ておりません。これは大へんな資料になりますが、大体設置されまし

たときからの資金の活用状況、これは差し上げたいと思います。

○坂本昭君 それで共同募金、助け合い運動、お年玉はがきと、厚生省もずいぶん苦労しているのですが、実はこれは厚生省のほんとうの苦労じやない。人のふんどしで相撲を取つてい

る。私は根本的にこういうことをお尋ねしたいのです。福祉國家としての社會事業をやつしていく上に先立つものは、財政、お金であります。一体厚生省当局の方は社會事業をやるために日本にはないと思つておるのか、あ

ると思つておられるのか、御意見を聞きたい。

○説明員(東本博次君) 今のお話でございますが、お答えになりますからどうですか、本年度の社会局と児童局の予算の総計が大体五百五十億程度になつております。これに各都道府県におきま

す負担分、法律上定められた負担分がございますが、それを加えますと、大体六百二、三千億になるといふうに承知をいたしておりますが、政

府なり地方公共団体——國の行ないます社会事業上の財源と申しますか、それは大体その程度になっておりま

して、これでもって毎年予算がこの線から大体少しだけ前進はいたしておりますが、この政府の六百何億に対しまして

大体十三億、お年玉から大体五億ばかり、助け合い運動その他によりまして、民間から共募が

れましたが、振興会の事業の内容についても、一緒に資料として委員会に一提出をお願いいたしたい。できますか。

○説明員(東本博次君) 個々の貸付なり金融の個々の相手の資料まではできませまして大体若干千百億に欠ける程

全体の予算なり、あるいはそその他ほかのいろいろな國々と比べてどうかといふうなことも考えてみなければなりません

の外のたとえば社会保険とか、結核予防法の関係とか、そういう経費全額いわゆる社会保障関係経費というふうなことが、そのほか、社会局、児童局の所管いたしております

とで締めますと、大体一兆四億円の一八%ですか、二千四、五百億までいくといふうに承知いたしております。これがこういった社会保険関係の先進国、中進國と比べまして大体中進國の状態に一致しておるというふうに考えておるのであります。

○坂本昭君 その中進國のところまできているけれども、一休金はあるかな

いか。どうも厚生省の皆さん方の予算折衝などを見ると、金はないというふうにあきらめて折衝をやつしているよう

に見える。それはなるほどないよう

見えるかもしないが、私は実はある

と思うのですよ。今初めて理事の方もお見えになりましたから、左党の方に

も聞いていただかなければなりませんが、私は十分金はあると思う。ただそ

の金の引き出し方が厚生省として、また、国民としてもその引き出し方を十分に指示していない。たとえは國の経済成長率はことしも六・四%でした

と、國の経済成長率どころではない。非常にそういふ点でもう少し研究も

獲得していただきたい。そういう点の努力がはなはだ足りないと思うので、

努力がはなはだ足りないと思うので、目に持ち込んでいただいて、そしてそこで民生委員さんなり、その他の社

員金だとかそういう民間の社会事業に協の人たちがそういう相談に当たります。それでたとえば、それが持ち込ま

ります仕事に、ケーブルによりまし

たばかり、それらを通じて当委員会で積極的にこれを指示していただきたい、そり考

えております。

一つだけ新しい今度の事業の中に、心配事相談所というのを考えておられ

ます。ですが、それはあなたの所管だと思いますので、これについて簡単な御説明

と予算の内容を御説明いただきたい。

○説明員(東本博次君) お尋ねの心配事相談所と申しますのは、大体市町村の社会福祉協議会——市町村ごとに設けられております社会福祉協議会の運営にかかるております。そして民生委員さんが主としてその相談の衝に当たるといふうな民間社会福祉活動

にやつて下さるいろいろな機関の方に連絡する、あるいは資金を貸し付けて更生をさせるというふうな、そこでいろいろ相談をしてあげて、そしてそういった家庭悲劇なり、何なりに至りました間に、そういう低所得の人々の転落防止なり、生活向上といふものに役立たせるよう、こういうことで設ける

してほつておけばいろいろな社会悲劇なり、家庭悲劇が起りますことを早

めに持ち込んでいただいて、そしてそ

して、国と都道府県がそういう施設を運営していくには必要な経費の一部を補助するというふうな考え方でございまして、とりあえず各都道府県ごとに十カ所、五大市を含めます府県につきましては二十カ所というふうな構想で、配置その他につきましては、福祉事務所その他のところへ非常に遠いところへ、市それから都道府県の郡部ごとに設けられております。これが大体その

生活保護なりその他の法律を実施いたしました援護の実施機関といたしまして、市それから都道府県の郡部ごとに

ましても、とりあえず各都道府県ごとに十カ所、五大市を含めます府県につきましては二十カ所というふうな構想で、配置その他につきましては、福祉事務所その他のところへ非常に遠いところへ、市それから都道府県の郡部ごとに設けられております。これが大体その

生活保護なりその他の法律を実施いたしました援護の実施機関といたしまして、市それから都道府県の郡部ごとに設けられております。これが大体その

生活保護なりその他の法律を実施いたしました援護の実施機関といたしまして、市それから都道府県の郡部ごとに設けられております。これが大体その

生活保護なりその他の法律を実施いたしました援護の実施機関といたしまして、市それから都道府県の郡部ごとに設けられております。これが大体その

生活保護なりその他の法律を実施いたしました援護の実施機関といたしまして、市それから都道府県の郡部ごとに設けられております。これが大体その

生活保護なりその他の法律を実施いたしました援護の実施機関といたしまして、市それから都道府県の郡部ごとに設けられております。これが大体その

生活保護なりその他の法律を実施いたしました援護の実施機関といたしまして、市それから都道府県の郡部ごとに設けられております。これが大体その

第一五〇四号 昭和三十四年十二月

十七日受理

けい肺及び外傷性せき臓障害に関する特別保護法の一部改正に関する請願

請願者 兵庫県尼ヶ崎市稻葉莊

五閑西労災病院内 林

正男

紹介議員 田中 一君

けい肺及び外傷性せき臓障害に関する特別保護法の改正にあたり、現在の公益側、使用者側の考えが実現された場合はわかれ患者は死ぬより外ない窮状に陥るから、家族とともに生活したい最低の希望を与えられるよう、(一)療養並びに休業補償費を終身支給すること、(二)休養補償費を九十九パーセントに引き上げること、(三)補償のスライドを五ペーセントとに引き上げること、(四)遺族補償費として千五百日分を支給すること、(五)身体障害者手帳を交付すること等の改正を行われたことの請願。

第一五〇五号 昭和三十四年十二月
十七日受理

けい肺及び外傷性せき臓障害に関する特別保護法の一部改正に関する請願

請願者 兵庫県明石市茶臼場町

一、六九八 小林政市
外八十五名

紹介議員 亀田 得治君

この請願の趣旨は、第一五〇四号と同じである。

第一四九七号 昭和三十四年十二月
十七日受理

一般職種別賃金即時廃止に関する請願

請願者 岡山市山科町六一 森

紹介議員 安光雄

最低賃金法は賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善をはかることがその目的となつてゐる。ところが土建及び自由労働者は昭和二十一年以来、一般職種別賃金(P・W)によつて最高賃金額をおさえられてゐる。即ち昭和二十二年法律第二百七十一号第十一条の規定によつて土建労働者は政府直轄の公共事業において無論のことと、これが一般業者に発注された場合もこのP・Wが積算の基礎となつていて、更に緊急失業対策法第十条及び同法施行規則第八条では、失業対策事業に使用される失業者に支払われる賃金の額はP・Wの百分の八十から九十までの額とすると規定してあるため、失労働者もまたP・Wによる手ひどい賃金ストップを余儀なくされている実情であるから、一般職種別賃金(P・W)を即時廢止せられたいとの請願。

第一五〇〇号 昭和三十四年十二月
十七日受理

職業訓練法の一部改正に関する請願
請願者 岡山市山科町六一 森
安光雄

職業訓練法が制定施行されてから一年を経過したが、その間の推移をみると、これに関する政府の施策は極めて一方的かつ不公平であり、当初期待した技能水準の向上をめざす職業訓練制度の確立とは全く違った傾向を示さみられ、その最もいぢるしいものは技能検定の強行であり、せまい企業中心の職業訓練策であつて、これらは職業訓練にまじめにとりくんでゐる者にとって非常に不満であるから、(一)技

能検定より職業訓練の充実に力を入れることと、(二)市町村労働組合等の行なう職業訓練に対しても経費負担を実現することと、(三)法十六条職業訓練に対する助成金を大幅に増額すること、(四)指導員の免許にあたつての三十五時間訓練の経費軽減と技能者養成指導員の有資格者には、すべて無条件に職業訓練指導員の資格を与えること、(五)職業訓練生徒に対し、学割の適用を実現すること、(六)学校教育法の改正によつて、認定職業訓練の修了者には高校卒業者と同等の資格を与えること等についてすみやかに実現をはかるため職業訓練法の一部を改正せられたとの請願。

第一五〇一號 昭和三十四年十二月
十七日受理

日雇労働者健康保険法の一部改正に関する請願
請願者 岡山市山科町六一 森
安光雄

紹介議員 秋山 長造君

日雇健康保険について、昭和二十八年に法律が制定されて以来、逐次内容が改善されてきたが、いまだ、政府管掌の他の労働保険と比較して劣悪であるから、(一)内容については、(1)兩庫負担を大幅に引き上げること、(2)療養期間傷病手当、出産手当の給付期間を健保のみに延長し、待定期間を撤廃すること、(3)被扶養者の療養給付を七割に引き上げること、(4)受給要件を満たすまでの二箇月の待定期間を撤廃すること、(5)給付期間中の他の疾病及び被扶養者のり病に際し、受給資格がないときも受診できるよう特別措置を図ること。(二)適要範囲については、(1)健

昭和三十四年十二月二十五日印刷

昭和三十四年十二月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局